北海道平取高等学校「学校いじめ防止基本方針」

生徒・保護者からの相談　いじめアンケート

⇩

生徒指導部・担任・顧問等

⇩

いじめの疑い

⇩

①いじめの疑いのある案件発生報告

生徒指導部長（いじめ防止委員会窓口）　⇄　教　頭　⇄　校　長

⇩

②全教職員に周知

いじめ防止委員会

○構成員
　校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部、養護教諭、各学年担任
○必要に応じて
　PTA会長、CS委員、SC、SSW警察、消防署、福祉、医療等、
　平取町関係者（教育委員会、保健師、民生委員等）

③調査、事実関係の把握

生徒指導部・関係教職員

１　調査方針、方法等の決定
　①目的、優先順位、担当者、期間等
　②学年、部活動顧問等との連携
２　事実関係の整理（時系列に記録を残す）
　①関係生徒への聞き取り、②保護者への連絡、説明
　③学年、部活動顧問等との連携
３　「いじめの認知（案）」の作成
４　指導・支援方針及び体制（案）の作成**※特別指導案の場合を含む**
　①指導、支援の対象と具体的な手立て
　　ア　特定（当該生徒及び保護者）
　　イ　一部（観衆、傍観者）
　　ウ　全体（全校、学年・クラス）

⇩

④報告内容の審議

１　事実関係の確認
２　「いじめ認知（案）」の審議
　※いじめか否かの判断
３　指導・支援方針及び体制の審議（特別指導の案を含む）

⇩

職員会議　**⑤報告**　（生徒指導部長）
　指導案・支援案の決定

⇩

管 理 職

⇩

⑦報告（重大事態を含む）

道 教 委　いじめ解消専門家チーム

生徒指導部

⑥いじめ解決への指導・支援

１　継続指導、経過観察
　・学年、部活動顧問等との連携
　・関係機関（警察、福祉、医療等）との連携
２　事態収束の判断（いじめ防止委員会へ）
　・被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との人間関係が良好となっていること。（３か月後をめど）
３　いじめ防止委員会へ事態収束報告